

佐賀地方労働審議会

第2回家内労働部会

1. 日時 令和3年9月27日(月) 13:00～

2. 場所 佐賀第2合同庁舎5階 共用小会議室

3. 出席者

公益代表委員	板橋 江利也
	高木 京子

労働者代表委員	石隈 由紀子
	小池 和明

使用者代表委員	江島 秋人
	松永 智彦

事務局

労働基準部長	川辺 博之
賃金室長	野村 徹哉
賃金指導官	河野 有美

○ 賃金指導官

定刻になりましたので、ただ今から、佐賀地方労働審議会家内労働部会を開催させていただきます。

本日は、地方労働審議会令第8条第3項に規定する、部会開催に必要な定数は満たされており、本家内労働部会は有効に成立している旨、御報告いたします。

それでは部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○ 板橋部会長

それではただ今から、佐賀地方審議会第2回家内労働部会を開催します。各委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。まず議題に入る前に前回、松永委員から最低工賃に関する質問がございましたので、事務局からその質問に対する回答をお願いいたします。

○ 労働基準部長

前回、松永委員から最低工賃に地域差を設ける必要性について説明をいただきたい、というご質問がありました。これに対して事務局の方から回答いたします。

お手元に家内労働法に関する法令の抜粋を配布しております。まず、法律上の制度の説明をいたします。

家内労働法第8条に最低工賃について、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は必要があると認めるときは、審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、最低工賃を決定することができる、とされております。

また、下の方の15条をご覧ください。最低工賃の決定について二以上の都道府県労働局の管轄区域にまたがる事案につきましては、厚生労働大臣が、また一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案については、都道府県労働局長が決定を行うこととされております。

つまり最低工賃は必要と認められれば、都道府県をまたがる最低工賃を設定することも可能です。しかし、現状は都道府県をまたがる最低工賃は設定されておられません。

都道府県労働局長が最低工賃を決定しているということから、結果として同業種であっても、都道府県ごとに工賃差が生じているところです。

都道府県をまたがる最低工賃の決定については、厚生労働大臣の職権になりますので、実務的には本省の所管課と労働政策審議会雇用均等分科会家内労働部会が都道府県にまたがる最低工賃の必要性を認めていないとい

うこととなりますが、その背景としては、各地域の経済や労働事情等を勘案して、最低工賃を決定することが妥当であるという考え方に基づくものと考えております。

ただ、こういう議論というのは、過去されていないわけではなく、例えば、昭和52年4月4日付の中央家内労働審議会小委員会の報告によりますと、同じ業種で工賃の地域差があるため、仕事が低工賃の地域に流れやすい、という弊害があるので、それを抑制するために、当時の関係労働基準局が調整して努めて統一して、最低工賃を決定するべきだ、と意見もなされているのですが、これに対して仕事が流れるという弊害を抑制するために統一した基準で最低工賃を決定する、ということは地方の実情を無視したことになる、という意見もなされておりまして、ここで意見の調整が困難、という状況のなかで、地域別の最低工賃で決定されている、という流れで今まできているということです。私からは以上です。

○ 板橋部会長

それでは議題（１）の事業場視察について事務局から説明をお願いいたします。

○ 賃金室長

私の方から審議会資料と佐賀県最低賃金一覧表をお配りしております。この２つを使って説明したいと思います。以前、お配りした資料から若干変わっている部分もありますので説明したいと思います。

まず１ページは佐賀地方労働審議会家内労働部会委員名簿です。

２ページから３ページは地方労働審議会令です。

４ページから５ページは５月３１日の第１回家内労働部会で承認いただきました佐賀地方労働審議会家内労働部会運営規程をつけております。

６ページ以降が事業場視察に係る資料です。６ページが第１回家内労働部会で各委員から出された意見をまとめています

６月１７日（木）に事務局と板橋部長の３人で事業場視察をした結果を７ページにまとめています。まず「全体の工程とまとめ作業の確認」をご覧ください。この中で、「工程は別添ホームページを参照」とありますが、ＨＰについては８ページから１０ページです。

９ページに生産の流れという表記があります。アパレル、ＯＭＥ企画・営業所、工場とあって、実際視察したのは工場です。工場の下に、０１、０２、０３とありますが、これはサンプルを作る工程です。サンプルを作る工程を終えて、０４の量産生産に入るということです。

実際には量産生産している製品の「まとめ作業」を家内労働者に委託をしているのですが、さきほどのサンプル工程についてのみ「まとめ作業」をこの工場内で行っていました。

7 ページに、「工場内で行っている、まとめ作業の様子は写真 参照」との表記がありますが、工場内の様子の写真は 11 ページ以降にあります。

家内労働法では「委託条件の明示方法」について、家内労働手帳を交付してください、と決まっていますが、この事業場では工賃単価は別添「まとめ工賃一覧表」を交付している、ということで、こちらに関しては 23 ページをご覧ください。この「まとめ工賃一覧表」は視察した事業場が実際に使用しているもので、これを家内労働者に交付しています、ということでした。

単価と工賃の欄で、工賃 0 円という記載がありますが、例えば左側 1 行目の「糸切りの裏地付きは単価 0 円」については、社内で処理しているため、工賃に入りません、という説明でした。

備考欄の数字は、佐賀県最低工賃一覧表と比較できるように加えています。以前お配りしたものに加えて、「2 婦人既製服製造業に係るまとめ業務」に工程とありますが、工程の左に という表記があると思います。この表記は以前お配りしたのものには書いていなかったと思います。工程の からまで打ったものが備考に書いている数字が佐賀県最低工賃一覧表の からに該当する番号です。

備考に番号が入っていないところは、委託している工程はあるけれども、佐賀県最低工賃のまとめ業務には該当しないということです。全工程のおおよそ半分くらいは該当しないということでした。

また、左の真ん中くらいにある、「前カンシングル 1 重 5 回の賃金は 1 組 16 円」についてですが、佐賀県最低工賃一覧表を見ると 1 組 18 円でしたので、最低工賃を下回っています。このように最低工賃を下回っているところの工賃に黒丸を記入しています。

次に前カンの 2 つ下に「ウエスト用以外」という項目があります。「ウエスト用以外」は に該当しまして、この表を見ると 1 組 12 円ということでしたが、最低工賃では 13 円ということで、下回っておりまして。

黒丸がついているところは全部で 3 つあり、「糸ループの既製ループ付け」というところは が該当しますが、最低工賃一覧表では 4 円で、まとめ工賃一覧表では 3 円で、下回っておりまして。以上の 3 つの工程が下回っておりまして。

ただし、この3つについては、作業が減多にない、という話を伺っていましたが、先日、この件について確認をしたところ、「金額はこれ以上に払うようにした」との確認をしたところでした。

次に7ページをご覧ください。「発注・納入数量の確認方法及び工賃額等」についてですが、家内労働法では注文伝票や受入伝票で管理をしてください、と決まっています。これについては、「発注の際にまとめ担当者から家内労働者に対して、別添の伝票を交付。ミシン目で切り取って、まとめ担当者と家内労働者両方で現物と工賃の計算もこの伝票をもとに計算する」とありますが、詳細については22ページをご覧ください。

この伝票は真ん中にミシン目があって切り取れるようになっていて、この伝票に単価・数量を書き切り取ってそれぞれを保管、管理しているということで、工賃についてもこれをもとに計算しているという話でした。

7ページに戻っていただいて「工賃の支払方法」については、「支払方法は家内労働者の希望によるが、現状としてほとんど振込。月払いで10日締めも23日払い。振込手数料は会社負担。」ということでした。

「就業時間の把握について」ですが、「特には把握していないが、まとめ担当者は作業に要する時間は大体把握しており、通常1日2～3時間の作業時間で1日あたり600円、一か月25日程度の作業時間で15,000円程度になるかと思う」とのことでした。600×25は15,000円くらいになります。次に、「材料費の負担等」について、「糸、針等の消耗品は会社が負担する。値打ち、ハサミ等家内労働者が準備。ミシンを使う必要はない。」ということでした。

「付加価値やアイデア等を委託者へ伝える方法について」は、「まとめ担当者を通じて必要な情報の伝達を行う。直しがある場合は、家内労働者に修正作業を行わせることは少なく、工場内で直しを行う。」ということです。

また、「最低工賃の改定に対する意見等」については、

- ・一部佐賀県の最低工賃を下回る工程があったが、その他の工程は最低工賃を上回っているため、仮に最低工賃が上がったとしても、大きな影響はないと考える。
- ・委託は商品の集配や直しの手間等会社側の負担も一定あるが、仮に工賃が上がっても、委託が完全になくなることはないと思っている。
- ・他の体力のない業者もあるので、そういったところは厳しいかもしれない。
- ・現在最低工賃で定められている工賃も、生地扱いやすさが考慮されていないのは不満。同じ工程でも生地の厚み等扱いやすさにより所要時間は変わってくる。

ということでした。

6 ページの一番下に、家内労働者の調査という項目がありますが、6 月 17 日の視察では家内労働者から話を聴くことができませんでした。

ただ家内労働者が「最低工賃の金額を知っているか」ということに関しては、昨年委託者と全家内労働者を対象に委託状況の実態調査を行っておりまして、その時に調査票と佐賀県最低工賃一覧表と工程の一覧を、家内労働者の方全員にお配りしておりますから、最低工賃額を知り得る立場にあることになっております。

次に 11 ページをご覧ください。左上に番号を打っております。実際に 6 月 17 日に写真を撮ってきたものです。 と は製品で、都会の大手百貨店で販売しているようなもので、佐賀の街では見ないような高級服でした。

番は人が写っておりませんが、自動で機械が生地を裁断するような工程です。

についてですが、この背景には多くのミシンや労働者の方がおりまして、ここでミシンを使って縫製を行っている光景でした。

先ほど説明しました から についてです。工場の一角でサンプル作成をされており、サンプル作成の過程で生じる、まとめ作業や、手作業のイメージの写真です。

16 ページ以降の写真についてですが、これについては事業場の方に「家内労働者が作業を行っている写真があればください」とお願いをしております、事業場から提出された写真です。ミシンは使わず針と糸で、手作業でされているということでした。

24 ページと 25 ページは第 1 回家内労働部会で配布した資料なのですが、6 月の事業場視察に行く前に、事務局の方で A 社と B 社に行って話を聴いた結果をまとめたものです。

A 社と B 社で、実際に視察に行った事業所は A 社で、B 社には行っておりません。24 ページの中ほど辺りの B 社の「従事している家内労働者が多い作業工程及び工賃額が低い作業工程」をご覧ください。B 社については、「工賃単価は一秒単価を基準に金額を決めており、当事業場の最低レベルは 1 時間あたり 820 円程度。佐賀県の最低賃金より高くなるよう設定している。中には 900 円程度になる者もあり、技術により金額の差をつけている。よって、仮に最低工賃が上がったとしても特に問題ないと考えている。」ということでしたので、A 社の方に視察に行きました。

同じ内容について、A 社では「昨年実施した実態調査について、18 工程中 5 工程、実際は 3 工程だったのですが、最低工賃違反が認められ、再度確認するよう伝えたところ、5 月 10 日に電話にて回答があり、3 工程（かぎホッ

ク付け（２工程）鎖系ループ付け（既成ループ付け）であるとのこと、という内容でした。

「家内労働者に業務を委託している理由」というところがありますが、Ａ社については、「加工賃自体は上がっていないため、経費を安く抑える必要があることから一定数の家内労働者は必要。材料や商品の集配のための経費や指導等の手間を考えても、工場に対応をするより経費は半分程度に抑えられる」という話でした。それに対してＢ社は「外注は効率が悪く、指導が行き届かないため、基本的には短時間パートでもいいので工場内で働いてほしいと考える」ということで、将来的には内製というか工場内で全部作業を行えるようにしたい、というのがＢ社の話でした。

事業場視察については以上です。

○ 板橋部会長

ありがとうございました。

Ａ社からお話を伺っているなかでは、賃金が低いと他の都道府県に仕事の流れてしまう、ということがありましたが、決して働いている方が金額に対して不満を持つようなかたちにはとてもできない、と思いました。

それと工場で働かれている方も中国の方が結構多いと思いました。

やはりご説明にもありましたけど、高級ブランドを扱っているので、細かい作業や針など日本じゃないとできないものをやっているということです。

ただ今のご説明につきまして、各委員の皆様、御質問やご意見ございましたら、お願いいたします。

○ 小池委員

Ａ社ですが、７ページの下の方に、「委託が完全になることはない」と断言されていますが、この背景は何かあるのでしょうか。

○ 賃金室長

今のところは金額が安いというところと、基本まとめ作業は手作業なので全部工場で機械化するというのは難しいということです。

○ 小池委員

どうしても手作業が入るということですか。

○ 賃金室長

基本手作業です。

- 小池委員
わかりました。
- 板橋部会長
具体的には、資料の 14 ページと 15 ページのところが、だいたい家内労働の方をお願いしている内容です、ということでご紹介いただきましたが、かなり IoT 化が進んでおりまして、伝票もご覧いただいたらわかると思うのですが、工程で管理されていて、工場の中もミシン等もパソコンを使ってされていますが、それでもできないことを頼まれているのだなと思いました。
11 ページの 写真については、有名なところの奥様が着用されているということです。1 着数十万のものだけでも、こういったもののボタン付け等は手作業でやらないとダメだということでした。
- 賃金室長
取引先について 9 ページの真ん中あたりに記載がありますが、コシノヒロコといったような高級品です。
- 小池委員
特に海外から中国製品とかベトナム製品とか輸入されていますが、佐賀の繊維業ではブランド製品を作る業者が多いのでしょうか。淘汰されてこういうところしか残っていないのか。だから手作業が残っているということでしょうか。そういう感覚でいいんでしょうか。
- 賃金室長
36 ページをご覧ください。
令和 2 年度の家内労働者の委託事業場は全数で 11 事業場です。家内労働者の内訳が下にあります。
A 社と B 社が代表的に多いので、視察の対象としました。家内労働者対象の 84 人中、51 人が A 社と B 社です。A 社は先ほど有名ブランドと言いましたが、B 社はさらに輪をかけて有名ブランドです。
その他の 9 事業場の家内労働者は 33 人で、去年行った調査では、電話をかけて実態を聴いたりしましたが、特に小さい事業場ではこういうブランド物ではなく、制服とかを作っています、という回答が多かったと記憶しております。

- 小池委員
分かりました。
- 板橋部会長
A社は気軽に働けそうな感じというか、従業員の方全員、近くを通ると必ず挨拶され、きちんとされていて、すごくしっかりされていました。
お話を伺っていると、考慮しないといけないのは、残りの9事業場の方という感じがします。
- 小池委員
そういうイメージですね。
- 賃金室長
残りの9事業場は、電話で話した感じでは、昔から雇っていて、その流れで今も委託をやっています、という話が多くありました。
- 板橋部会長
よろしいでしょうか。

(質問なし)

- 板橋部会長
それでは議題(2)の「佐賀県「婦人既製服製造業に係るまとめの業務」に係る最低工賃の改定について」について事務局から説明をお願いします。
- 賃金室長
26ページの鉦工業生産指数の推移(繊維工業)をご覧ください。
鉦工業総合と製造工業の全国と佐賀県、繊維工業の佐賀県をつけております。右側が繊維工業の佐賀県で平成27年を100として、年で見た場合が、令和2年が79.6で毎年下がっている数字になっております。月で見た場合については、令和2年1月から令和3年6月までの数値がありますが、86.1から69.3まで低い数字になっております。
27ページは佐賀県における家内労働者数、委託者数の推移です。
家内労働を行っている事業場については、佐賀労働局の方に委託状況届というものを提出していただいておりますので、それをまとめたものです。

年で見えた場合、増えたり減ったりしたところがあるので、これは長期的な傾向を見てもらえたらいいかと思います。家内労働者数について昭和 59 年の 6,826 から令和 3 年の 782 まで減っています。委託者数については、平成 5 年の 278 から令和 3 年の 92 まで減っています。

委託者はもちろん婦人服だけではなくて、和服や電気部品製造であるとか様々な業種が入っています。

28 ページ以降は、昨年 11 月に行われた地方労働審議会で提出した「繊維工業を取り巻く状況」という資料をリバイスしたものです。

29 ページは佐賀県の繊維工業の事業場数及び常用従業員数等の推移です。事業場数の製造業は平成 2 年の 2,349 から平成 30 年の 1,311 に減っています。繊維工業については平成 2 年の 234 から 65 まで減っています。製造業全体に占める割合については、平成 2 年は 10%でしたが、平成 30 年は 5%にまで下がっています。

右側の常用従業員数についてですが、製造業全体は平成 2 年の 69,171 から 61,774 に、繊維工業は平成 2 年の 9,737 から 2,392 になっています。繊維工業が製造業全体に占める割合は、平成 2 年の 14.1%から平成 30 年は 3.9%までに下がっています。

30 ページの製造品出荷額をご覧ください。平成 2 年の製造業は 1 兆 3900 億から平成 30 年は 2 兆に増えています。製造業全体では増えているのですが、繊維工業の場合は半分以下に減っています。製造業全体に占める割合も、平成 2 年の 4.1%から 1.2%まで減っています。

同様に付加価値額についても、製造業全体は平成 2 年に比べて平成 30 年は増えています。繊維工業を見れば三分の一くらいに減っています。従って製造業全体に占める割合も 5.3%から 1.4%に減っています。

31 ページは佐賀県の「地域経済の概況 付加価値・従業者」についての資料です。黄色に色が付いている繊維工業のところをご覧ください。左が佐賀県、右側が全国の数値です。一番右に差分の欄がありますが、全国と佐賀県の比較をしております。付加価値の構成比は 0.0%で変わりありませんが、従業者構成比は 0.7%で全国より多い数値です。その一方で労働生産性を見た場合、- 155 万で全国より少ない数値になっています。

32 ページは「地域経済の概観 産業別雇用者数・平均賃金」です。黄色のところは繊維工業です。一人当たりの現金給与総額をご覧ください。繊維工業は 236 万円で、これはもちろん家内労働者だけではなく一般労働者も入るのですが、全業種で一番低い 236 万円という数字です。

次の 33 ページは、日本化学繊維協会のホームページから引用したもので、国内製造が空洞化していることを示す資料です。

34 ページは、写真のような機械が出てきて自動化がすすみ、単純労働の削減が可能となったことを示す資料です。

35 ページは佐賀県の最低賃金の推移を示した資料です。

最低工賃の、直近の改定日は平成 12 年 4 月 23 日なので、比べると平成 12 年の最低賃金が 600 円で、令和 2 年の最低賃金が 792 円です。

下の方に【参考】とありますが、平成 12 年の佐賀県の最低賃金額から令和 2 年の佐賀県最低賃金の増加額は 192 円で、増加率は 132% です。

九州各県の平成 12 年から令和 2 年の最低賃金の引き上げ額についても、ほぼ 32% です。

36 ページは先ほど見ていただいた資料です。3 年に 1 回、家内労働実態調査を行っていきまして、平成 12 年度時点では 21 事業場数で 240 人でしたが、令和 2 年度は 11 事業場の 84 人になっています。これは抜き取り調査ではなく、佐賀県最低工賃の適用のある、婦人既製服でまとめ業務を行っている全ての事業場です。

38 ページ以降の 3 ページは、「他府県の婦人既製洋服関係最低工賃の引き上げ率」で、全国の婦人既製服の最低工賃です。

1 番の青森労働局の前回改定は平成 28 年 4 月 1 日、最新は平成 31 年 4 月 1 日、引上げ率は 9.74% です。右に「最低賃金及び引上げ率」との記載がありますが、最低工賃に対応した最低賃金の額が平成 27 年 10 月 18 日で 695 円、右側の最新が平成 30 年 10 月 4 日で 762 円、引上げ率が 9.64% です。

比較すると、最低工賃の引き上げ額と最低賃金の引き上げ額が近いところとそうでないところがあります。

40 ページが九州の状況で、21 から 27 まであります。福岡労働局のみが平成 27 年 4 月 17 日に最低工賃の改定を行っておりまして、引き上げ率が 14.48%、最低賃金については 13.77% です。

佐賀から宮崎まで見た場合、だいたい佐賀と同様に平成 12 年の早い時期、熊本は平成 16 年に改正していますが、それ以降は佐賀と同様に改正されていない状況にあります。

42 ページの「近隣県の婦人服関係最低工賃との比較」をご覧ください。佐賀県と九州の宮崎までの比較を載せています。この中で単純に比較できないところは黄色の色を付けています。右から 4 つ目は、佐賀県最低工賃の金額を記載しています。右側の「平均値」というのは、工賃単価の平均額を記入しています。その右側が「福岡を除く平均値」ということで、福岡が直近平成 27 年に改正したので、福岡を除いた場合の平均値を記載しています。

一番右側の「佐賀*1.3」は、さきほど最低賃金のところで、平成12年から令和2年までの最低賃金の引き上げ率が132%という話をしましたが、現在の佐賀の工賃に1.3を掛けた数字が、一番右側の数字になります。

37ページの工程別及び1枚（個）当たりの工賃額階級別委託者数（委託額調査）をご覧ください。37ページの表は昨年11月の地方労働審議会と第1回家内労働部会で配布した資料の一部です。一部加工しておりまして、まず黄色の色を付けているところが最低工賃未満の工程です。

ここで注意していただきたいのが、調査票の表記です。例えば「身返し端まつり（千鳥）」という項目がありますが、委託者へ調査を行う場合に、「身返し端まつり」一つの項目について「ワンピース、ブレザー、コート、スカート・スラックス、ブラウス」の5種類についての調査を行っておりまして、例えば同じ会社で、ワンピースからブラウスまで、全部最低工賃以下でした、ということであれば、事業場としては1社ですが調査票の中の数字としては1種類を1とカウントして5と表記します。従って、6という数字は事業所数を表しているものではありません。

黄色の色のところが現状で最低工賃未満のところですが、黄色の右側に灰色で塗っているところは、1.3倍にしたところです。1.3倍したものは端数が生じるため、四捨五入をしたものが、この数字になります。つまり灰色が入っているところが、仮に最低工賃が1.3倍になった場合に、最低工賃を下回る場所となります。

右側にある、工程数、未満数と未満率について説明します。例えば、一番上の見返し端まつりの工程数は16です。表中にある6、1、4、5の和が16になります。未満数の7は、黄色の6と灰色の1の和が7という意味です。未満率は $7 \div 16 \times 100 = 43.8\%$ という計算になります。

糸くず取りの未満率が75.0%と高いことから、糸くず取りの工賃は疑問に思っていたところです。

43ページをご覧ください。全ての都道府県ではないのですが、「平成25年以降に最低工賃の改定があった県の婦人服関係最低工賃との比較」についてまとめたものです。工程の違いや単純に比較できない項目もあります。佐賀県の糸くず取りを、現状から1.3倍したものが18.2円、未満率が75.0%と高い数値でしたので、近年改定した都道府県と比較するとどのようなものかと疑問にありました。高い県は26円ですが、低い県が15円くらいで、工程や服の種類の違いはあるのですが、宮城については1枚につき22円から30円、山形については1枚につき18円から23円等になっています。

44ページは工程表です。令和2年第2回佐賀地方労働審議会からこのような流れで審議を行っているということで、参考までにお配りしています。

事務局から以上です。

○ 板橋部会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、各委員の皆様から御意見御質問等ありましたらお願いします。

○ 江島委員

質問と論点整理を事務局のほうにお願いしたいのですが、まずは40ページの一番右についてです。佐賀労働局の平成9年と平成11年を比較すると引上げ率は2.93%で、それを踏まえて平成10年と平成12年を比較すると2.11%ということでしたが、これは後付けですか。それとも引上げ率を勘案した上で、公労使で2.11%にした、という意味ですか。

何故、このような質問をしたのかというと、平成12年の172円が20年経っていますので、最低賃金と比較すると2.9%で相当割合が高くなってしまうので、それを参考にすると、とても高い金額と引き上げ率になると思います。後付けで、この数字になっていればいいのですが、我々の先輩が最低賃金の改定率なるもので勘案しているということだと、全く議論することができない。後付けかどうかというのが一つです。

それから37ページの18工程のうち5工程が未満率の中に入っていて、これはたまたまご存じなかった、という理解でよかったですでしょうか。

それと上げた場合の話ですが、なぜ1.3倍されたのでしょうか。先ほどの事業場をつぶさに視察されて関係者からヒアリングされて、1.3倍したからといって、労働者及び使用者側に影響はないと理解してよろしいでしょうか。

それともう一点。42ページの「佐賀県と九州各県との平均」で、九州各県の平均値ですが、わずかですが1円程度下回っていますよね。

43ページで最近改定した都道府県をみると、平成29年や平成30年に改定したところを見ると、九州各県の平均と比較にならないくらいに格差がありますよね。

使用者側が心配なのは、1.3倍がどのような理由かはよく分かりませんが、仮に1.3倍した場合、使用者側として影響があるのか否か、ヒアリングの結果や感触でもいいので教えていただきたい。その上で九州各県の平均と比較すると1円くらいなので、もう少し幅が開くまで待ってもおかしくないのかなと思いがあ一方、特に最近工賃を改定したものはとても格差があ

るので、それを見ると、このまま様子を見ていて気持ち悪いところはないのかな、と感じます。

- 板橋部会長
ありがとうございます。3項目ありましたがいかがでしょうか。
- 賃金室長
まず40ページの最低工賃が2.11%で最低賃金が2.93%このときの議論は確認していないので、即答はできません。
- 板橋部会長
単純に、結果の金額から計算したということではないのですか。それとも2.11%上げましょう、ということですか。
- 労働基準部長
そういうことではないです。単純に後で比較したときにこうなっていた、ということです。そのときに、最低賃金の上げ幅をどこまで勘案しているのか、というところは当時の議論を調べていないので、申し訳ありませんがお答えできません。
- 江島委員
勘案すると相当高い率で改定しないといけないですね。
- 労働基準部長
そこで1.3倍というのは、あくまで参考値です。最低賃金を平成12年の段階と現在の数字で上げ幅を見たときに、約132%上がります。そのため130%上げたらどうなるか、という試算です。
- 江島委員
ということは、最低賃金の引上げ率30%のあてはめという理解でよかったですでしょうか。
- 労働基準部長
はい。
- 江島委員

1.3 倍する金額は記載されていたか。

- 賃金室長

42 ページの右端に記載しております。

- 労働基準部長

1.3 倍というのは、あくまで参考値です。今後の議論にもよると思うのですが、もし「改定の必要性があり」ということになれば、必ずしも 130% ありき、という訳ではなく、最低賃金部会を別途立ち上げて、そこで具体的な金額の審議を行うことになります。上げ幅を必ず 1.3 倍上げなければならないとかというわけではなくて、何を手掛かりにするかというところで最低賃金の上げ幅を最低賃金に当てはめたらどうなるか、ということをやただ単純に表にただけでございませう。そこだけご了承いただければと思います。

- 江島委員

使用者側としては、先ほどの未満率や影響率のところ、どこまで我慢できるのかという話と思います。

- 板橋部会長

ちなみに全く違う部会と思うのですが、最低賃金を 32% 上げるとしたときの議論はご存知ですか。

- 労働基準部長

中央で目安が示されて、それをもとに様々なご議論があり上がっていったもので、これも結果論です。平成 12 年から令和 2 年までで、30% というのは結果論でこのような数値になっています。

- 板橋部会長

35 ページの一番下ですね。一応、議論は 32% 程度上げてください、というのは国の方針なのですか。

- 賃金室長

毎年毎年ですね。

- 板橋部会長

平成 12 年度比で 32%上がっているのは、割と揃っているわけですが、
も。

- 賃金室長

平成 12 年から毎年 14 円とか 15 円とか、中央から目安が示されまして、引き上げ額が決まってる結果論です。

- 江島委員

35 ページの一番下は、結果的に 32%になったという結果論です。基本的に目安額が一緒だから、この率で揃ってきます。

福岡とはなかなか比較ができなくて、最低賃金のなかでも福岡はCランクで佐賀はDランクです。福岡以外のDランクで比較していくと、隣の長崎と大分は非常に少なくて比較ができないので、比較ができるところで見ると、宮崎くらいになってくると思います。

私の使用者側の立場で見ると、長崎と若干、わずかに円単位ではなく銭単位の格差があるという。若干凸凹はあるのですが数銭単位でへこんでいる。宮崎からすると高くなっている。平均が出ているのは福岡が少し影響していると思います。福岡を除くとどうなるのかというのは、あまりよく分からないのですが、福岡を除いてしまうとひょっとしたら、九州各県と同じような並びになって、使用者側としては、もう少し格差が出るまで待ってもいいのかな、と思います。

福岡の数値を除いて平均すると、多分佐賀は平均くらいになってくる。長崎よりも若干下回るけれど、宮崎より上回っていると。

そういった考え方をすると、平均は参考になるのかな、と思います。

今のところ改正しているのは、福岡だから、福岡は高くなっているんですよね。改定した瞬間に高くなるから。

やはり福岡の場合は最低賃金も高いですし。

私たちとしてはこのままの状態。多分福岡を除くと平均くらいかなと。計算したわけではないので分かりませんが。

- 賃金室長

福岡を除いた平均は 42 ページに記載しています。右側から 2 番目です。

- 江島委員

福岡を除くと高いやつもあるんですね。凸凹あるんですけど、これは一つ一つ決めるのですか。全体で決めるのですか。

○ 労働基準部長

本来的に言うと、一つ一つ工程ごとに決めていきます。ただ現実的には、ほかのところを見ると、例えば全体として何%上げましょう、として決めているところも多いみたいです。

○ 江島委員

一つ一つの根拠がないですね

○ 労働基準部長

ただ改定することになった場合、委託事業者や家内労働者を委員として選定していただくことになるのですが、そこで具体的な話が出てくる中で、場合によっては工程ごとに議論が進むこともありえなくはないと思います。

○ 板橋部会長

視察に伺ったところの所長さんが、工賃を下回っているところは上げても構わないけれど、あまり頼んでない工程だから影響はない、と言われたところは気になる場所ですね。全体的に上げる、という議論は必要ではないかと思います。

他に御意見、御質問等ありましたらお願いします。

○ 石隈委員

40 ページの佐賀県の最低賃金のところで、前回の平成 9 年 10 月 1 日の 579 円ですが、九州他県に比べて著しく最低賃金が低いのは何か理由があるのでしょうか。

手作業というところは、高級ブランドに使われているということだと思います。特に佐賀県だけで供給しているというわけではなく、恐らくいろいろな県外へ洋服が供給されていると思います。

もともと佐賀県は賃金が低いという印象があって、なので賃金を上げたら、引き上げ率が多く見えるのですが、実際、平成 11 年では九州の他県に比べると一番安くなっています。

逆に佐賀県の最低賃金のところだと、令和 2 年の時間額は 792 円で、他県に比べるとそれほど賃金差は大きく違いはないのに、この業界だけ佐賀県の工賃が低いのか疑問です。

○ 賃金室長

596 円は、平成 11 年 10 月に発効した最低賃金です。

左の最低工賃の最新改定が佐賀の場合、平成 12 年 4 月 23 日に最低工賃が改定されました、ということで、平成 12 年 4 月 23 日時点の最低賃金は平成 11 年 10 月 1 日に発効した 596 円です。

単純に縦の欄を見ていただくと、最低賃金は発効日の関係で最低賃金が異なります。福岡を除いた最低賃金は福岡以外 D ランクなのでほぼ金額は一緒、変わっても ±1 円くらいです。恐らく他県の平成 11 年 10 月に発効した佐賀の最低賃金 596 円が他と比べて低いということはないと思います。

- 石隈委員

ただ現実的に 600 円台に金額に乗っていませんが。

- 賃金室長

発効日が違います。例えば長崎は平成 12 年 10 月 1 日ですね。35 ページをご覧ください。平成 12 年度の佐賀の最低賃金が 600 円で長崎と同額です。

- 石隈委員

もし、同じときに同じように改正があていければ、ほかの県と同じような金額を上げているという認識でよろしいでしょうか。

- 賃金室長

この欄はそういうことです。

- 石隈委員

佐賀だけが工賃の改定がしばらくあっていないので、一番安くなっているということですね。

- 賃金室長

そうです。

- 小池委員

41 ページになりますが、今まで改定をしていなかったということですね。最低賃金は毎年上げていて、特にここ数年引き上げ額は大きいですね。

41 ページに書いてあるとおり、平成 26 年以降改正なし、というところに九州は 5 県も入っているんですね。ヒアリングをされた A 社 B 社以外の企業も厳しいというご意見もあります。上げ幅は別にしても、上げなくちゃいけ

ないけれども、上げ幅をどうするかという議論を、参考に 30%と言われましたけれども、その辺りかなと思います。せっくなので改正は必要と感じます。

- 板橋部会長
他にありますでしょうか。

- 江島委員
今の佐賀の状況が、各県の状況と比較して格差があるのかどうか、というところを見ると、決して九州で最下位にあるわけではないし、最下位は宮崎あたりですね。

そういった中で敢えて情報を集めて改正をするほどの格差が認めるかどうかだと思います。改正は一つの手続きになるので、慎重に審議することになります。やるならいくらでもやりますが、どれだけの労力があるのかと。ヒアリングの中では、やはり困るところもありますよ、と言っていることもあるので、我々としてはこの審議会の中でしっかり主張をしていきたいと思います。

- 板橋部会長
改定の必要性の審議になりますが、一旦休憩を入れて、20 分から再開したいと思います。

(休憩)

- 板橋部会長
それでは佐賀県の最低賃金の改正の必要について、既に議論いただいているところもございますが、各委員の皆様から御意見を頂ければと思います。

- 石隈委員
私は普段優先しなければならないのは、雇用の維持と思っています。その上で、改定しないがために賃金が高県よりも低いという話であれば、やはり他県同様のようには改定できたと思っています。

- 江島委員

先ほど申し上げた通り、長崎、福岡と比較し若干凸凹はありますが、何十銭かの世界での差があり、宮崎と比較すると、佐賀の方がこれも何十銭か1円に満たないような、そんな感じで高い。

雇用を守るというのは、これは企業に雇用されるのではなくて、委託だから内職みたいなものでやってらっしゃる。おのずと委託金額を見ても、3万や4万円が今は1万数千円状態で、家内労働をしている人も相当少なくなっている。もともとそこの表にもあるように繊維関係は海外に外注されていますよね。国内ではなく海外に。そういう影響があって外注に出す方も少なくなり、こういった実態の中で調査に行かれて、今は結構でかいですよ。

A社曰く、うちはいいですけどよそは厳しいところがあるかもしれません、と。そこまでぎりぎり何%としても、1円にも満たないような改定をするのに証拠調べをするよりも、もう少し格差がどうなるのか見た方がいいと思います。

というのは、改定していないところは改定していないですけども、長年改定していないですよ。それでも格差は出ていないですよ。どこもやっていないからという意味ではなくて。毎年、こういう家内労働の審議をやっているのですよ。やっているのだけれども、やはり各県や現場の比較をするなかで、やはり工賃の格差として大きく開かないのではないですかね。現場感覚として。

なんでこういう事を言うのかというと、これで2回目か3回目なんですよ。拒否するわけではなく、各県の様子を見ましょうね、と言っているのです。各県のなかで、唯一福岡だけ改定し、でも九州各県の中であと7県は現場では据え置きましょうね、という議論をした中でそういう結論になっています。

20年改定されていないことは気持ち悪いですよ。それはわかるのですが、いざ改定するということになって、いろんなものを持ち寄ったときに、果たしてそれが10銭、20銭と。それは働く側はそれでいいかもわかりませんが、出す側として負担となってくると、私も黙ってはいれない。

反論するのもなかなか材料がなくて、どうするんだろうな、と。率直なところで言っているだけですが。やるのであれば真剣にやりますので。

○ 板橋部会長

上げ幅の議論とどうしても一緒になってしまうのですが、上げ幅については別の部会ということで、二者択一ということではないのですが、改定の必要性につきまして、どうしても上げ幅は関係してくるのでは、と思うのですが、いかがでしょうか。

○ 小池委員

上げ幅も言われる通り難しいですよ。個別の単価の問題も、ヒアリングにもありました通り、生地の高さが全然違うわけですね。ずっと積み上げてきておられる。敢えて各県の比較は言いませんが、全体の最低賃金が個別企業の問題ではなくて、日本の経済や雇用などの視点で今まで上げてこられたという背景からすると、やはり工賃改定については当然必要性を感じます。ただ言われるように、個別の企業で対応が厳しいところもあるかもしれません。それを言い出したら論議できない。全体論議、佐賀の家内労働の論議の視点からいきますと、やはり私は改定するという時代のニーズを感じます。

○ 板橋部会長

私が司会をしているので、申上げにくいのですが、例えば大学教員にしても、国立大学法人から目に見えて若者が私立大学に就職しています。私の学部だけでもここ数年間で相当な数が就職しました。給与が都市部だと1.5倍違っており、研究室や研究機関が恵まれている。労働審議会でも議論をされますが、若い方が県から流出していくということもお話に含まれていたかと思います。そのような点や年齢的なものを考慮いただければと思います。

最近アイフォンの一番新しいバージョンが発売されたり、ニューヨークと東京で一蘭のラーメンの値段の違い、ハンバーガーの値段等ニュースで見ても、日本に不安を覚えます。それは産業全体の問題なので。

松永委員、何かございますでしょうか。

○ 松永委員

上げるか上げないか、というのは非常に難しい問題と思います。

まず産業として、36ページの平成12年と令和2年度の比較ですね。当初家内労働者数は240名から84名に減っている。事業場も21事業場から11事業場まで減っている。ここ注目したいなと思っています。

都市部への流出を少しは考えられる、というのは一般的なお仕事だと思います。家内労働者というのは自宅で作業している人たちへの工賃を支払っているというものですので、非常に難しいと思うのは、賃金を上げることで、さらに事業場が減ることを加速させるのではないかということ。

世間で最低賃金を上げている世の中の流れもあるのですが、20年間工賃を上げなかったのは、産業として右肩下がりですので、やはり事業場や雇用を

守る視点からいくと、積極的に工賃を上げる必要性があったかという、そうでもない、ということ。

最低賃金というのは、生活保障と比較されておりますが、そもそも家内労働者に対して、最低賃金を上げたから最低工賃も上げなきゃいけないのか、というのは疑問です。そのままでいいのではないかと考えています。

この20年間で工賃を上げていないのに事業場が半分に減っている。経営環境が非常に苦しい。前回の实地調査のときの写真を見るとA事業所、B事業所は写真を見る限り非常にきれいで、パソコンを使ってデザインをしているとか、人手不足とかに対応するように、人を使わなくていいところはコンピューターを使い効率化もしている、そういったこともあって人も減っているということもあるのでしょう。上げなければいけない理由が弱いと感じているところです。以上です。

○ 高木委員

7ページのところの真ん中あたりの就業時間の把握のところで「通常2～3時間の作業時間で1日あたり約600円」という数字を見ると、少し考えなければならぬのではないかな。私が一番気になるのはここですね。

○ 小池委員

24ページの前回ヒアリングB社の中に、外に働きに行きたいけど、家庭で介護、とかありますよね。教育にもお金が必要というのも理解できるところで、そこで働いた賃金が、本当にこの賃金で子どもを大学や私立とかに行かせられる状況なのか、ということも含めてですね、やはり働く女性のニーズもあるけれども、そこで生活できる給料をあげてやらないと、いくら会社が残っても、こういう人たちが残っていいのかという、我々働く者からすると、どうしても全体の格差の問題は残るので、上げてあげたいな、と思います。

今後、高齢化になってくると、逆にこういう人たちが増えてくるのではないかと、という心配があります。今回は繊維産業だけですが、電気製品とかの業界でも、こういう内職の仕事はあります。この人たちにも少し影響が出るように期待をします。そこは悩ましい点です。

○ 松永委員

最低賃金は今年29円引き上げられて、国の目安でほぼそれに従って、上げなければいけない状況で引き上げられました。ただ、こういった場でよく議論だけで最低賃金が上がっていくのですが、最低賃金はどこが影響するの

かといったら、佐賀市ではほとんど影響しません。佐賀市では影響しないと乱暴に言っているのか分かりませんが、最低賃金でバイト募集を出しているところは佐賀市ではほとんど見受けられません。最低賃金で出しても、佐賀市では900円とか1,000円とかそういった金額で出さないと人が来ない状況です。

では最低賃金はどこに影響するのかといったら、例えば西部地区の有田、伊万里などの個人商店等はもろに影響を受けます。そういったところはただ雇うだけで人件費が上がる。売上を上げればいいのですが、田舎ではお客さんは来ない。田舎の場合はそもそも寄ってくれる人がいない状況です。

そこで人件費をどんどん上げるということは当然、先行き経営ができなくなる状況があります。つまり直に影響を受けるのは佐賀のなかでも田舎の方です。

委託をされている事業場は、佐賀市とかではなく、A社B社は唐津の方ですとか、佐賀県の中でも割と田舎の方だと思います。仕事している限りは給料を上げてもらいたいという労働者の声もよくわかるのですが、家内労働者は家の中で空いている時間に自分の都合がよい時間で働いているということで、家の中でできるお仕事があって助かっているという声もあると聞いています。

A社B社が6割占めており、その他9事業場に目を向けると、上げて雇わないよ、10人雇っているところを8人にしようとかといった考えが出ると雇用を守れなく方向に行きやすくなるのではないかと思います。

○ 江島委員

最低賃金をここで議論しているのではなく、工賃がいくらかという議論をしていて、この工賃が元々どういう根拠で出したのか分からない。比較するときには他県と比べてどのような状況かということで議論をする以外ないと思います。

600円とか1万何千円とかいうのは工賃の積み上げた結果であって、最低賃金の800円とか700円と違います。結果的に積み上げただけで、労働者でもなんでもありません。

仕事はアパレル業界ですればするほど、それは当然、内職をする家内労働の方には行かない。作業はよく分からないですが。実際いくらかどういう根拠でスタートしているのかがわからないのも一つです。だからもしわかっていればそれを踏まえながらやっていることになるのではないかと思います。分からない以上は周辺と比較論議する以外ないと思います。

委託する金額が、周辺と比較してどうなっているのかということを見ると、格差がないので、今の状況のままで様子を見たらいいのではないかと、思います。賃上げということに関しては反対です。

○ 板橋部会長

資料の 24 ページの A 社 B 社のところですが、「委託している理由」の下段のところで、「年に 1 ～ 2 回の募集で、多いときは 20 名ほどの応募がある」と。また、「育児・介護の必要があって家で収入が得られれば」ということ。

また、逆に A 社の方の一番目に「経費を安く抑えられているという意味では、家内労働は必要」とあります。割と持ちつ持たれつの部分があると思います。

最低賃金ということと関係なく切り離して御議論いただく場合にも、この業務を委託しているところの意見を参考にさせていただければと思います。

議論は対立しておりますが、いかがでしょうか。

（意見なし）

○ 板橋部会長

この会議の流れといたしましては、全員の意見が一致しなかったときは、採決をとるようにいたしますけれどもいかがでしょうか。何か御意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

○ 江島委員

これで生活を支えようという人はいないですね。内職をして生活を支えないといけない、そのような話ではないでしょう。

ヒアリングの中で出たかも知れませんが、本気でこれで生活を支えようなんてことを考えるなら、もっとやり方が沢山ありますよね。何らかの形で働きに出た方が本当に介護の支えになるのではないのでしょうか。

600 円というのは考え方の違いであって、この金額でもいいという人がいるから需要と供給のバランスが成り立っているわけであって、それを私たちの金額に対する意識の違いはきちんと整理しておかなければならないと思います。あくまでも委託を受けた金額の積み上げがこの金額であって、この時間であって、それをお互いに良として契約しているわけですね。

戦後直後の内職をして生活を支えようとしている時代ではそうかもわかりませんが、今は違うのではないのでしょうか。

○ 小池委員

37 ページの黄色の表についてです。最低賃金以下のところもあって、灰色は 1.3 倍にしたときのきの未満率ということですが、その影響率はわかりませんよね。工賃を上げると当然黄色い部分が一時的に増えるけど下がっていくということ理解でよろしいですよ。

○ 松永委員

一般的なお仕事と違って、家庭内で自由に家事をしながらできるお仕事だと思うので、江島委員が言われるように一般的な労働とは切り離して考える必要があると思います。

○ 板橋部会長

それではお時間もございますので、採決を行いたいと思いますがいかがでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○ 板橋部会長

必要ありと考える方は挙手をお願いします。(3 名挙手)

必要なしと考える方は挙手をお願いします。(2 名挙手)

採決の結果、必要性あり 3 名、必要性なし 2 名となりました。

地方労働審議会令第 8 条第 2 項によれば、議事は、「出席者の過半数により決する。」とされ、同条第 3 項には、「前 2 項の規定は部会の議事に準用する。」とされています。

従いまして、家内労働部会として、佐賀県最低工賃は改正という結論に達したので、その旨労働審議会に報告いたします。

それでは、議事次第(3)の「その他」ですが、事務局、何かありますでしょうか。

○ 賃金室長

本日の家内労働部会の本審に対する報告書については、事務局が案を作成

し、部会長に確認を取った後に家内労働部会委員にメールで送信し確認していただくことにしたいと思います。

また今後、早急に最低工賃専門部会を立ち上げる必要がありますが、部会委員は公労使の各3名で、家内労働部会の委員のほか、各1名を加える必要があります。

公益委員は本審の公益委員から任命していただく必要があります。

委託者（使用者）代表委員は委託事業者を、家内労働者代表委員については家内労働に従事する労働者をそれぞれ1名ずつ推薦していただきたいと思っています。

事務局からは以上です。

○ 板橋部会長

ただ今のご説明について、ご質問等ありましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

それでは、本日の家内労働部会はこれで終わります。

なお、本日の議事録の署名につきましては、労働者側石隈委員、使用者側江島委員にお願いします。どうもありがとうございました。

皆さん本日はどうもありがとうございました。

お疲れ様でした。

閉会

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
